LL紙パック
リサイクル推進研究会便り
2018.9 発行 Vol.21

「LL 紙パックリサイクル推進研究会」平成 30 年度会員全体会議・情報共有化勉強会を開催

LL 紙パックリサイクル推進研究会（略称「LL 研」）は、資源の有効活用を図り、循環型社会の形成を実現するために、LL 紙パック（ロングライフ使用のアルミ付き紙パック（酒類を除く））に関する回収・リサイクル事例の調査・研究等を行うことを目的として活動しています。LL 研は平成 19 年 4 月、印刷工業会液体カートン部会 7 社で発足し、現在では飲料メーカー、紙パックメーカー、再生紙メーカーなど、28 社 4 団体で構成されています（最終面の会員リスト参照）。会員カバー率は市場に流通する LL 紙パックの 80%に達しています。

今回の LL 研便りでは、平成 30 年度前半の活動についてお知らせいたします。

■ 新年度スタート

5 月に開催された第 1 回運営委員会（会員企業の代表で構成）では、本年度の活動方針、活動計画、予算などについて協議しました。運営委員会に先立ち、昨年度の活動・会計報告について厳正に監査を行い、承認を得ました。

なお、本年度の運営体制は以下のとおりです。

◆ 平成 30 年度運営委員

座　長：森永乳業株式会社
CSR 推進部環境対策グループ長 遠藤 雅人
副座長：日本製紙株式会社
紙パック営業統括部主席調査役 江刺家 敏
副座長：日本テトラパック株式会社
環境部　マネージャー　古見 直子
監　事：カゴメ株式会社
品質保証部　課長　杉野 友昭
委　員：キリン株式会社
CSV 戦略部　主査　小穴 秀隆
委　員：株式会社明治 CSR 推進部　岡見 謙次郎
委　員：一般社団法人全国清涼飲料連合会
環境部長　瀧花 巧一
委　員：一般社団法人日本乳業協会
環境部部長　小澤 和裕
委　員：印刷工業会　専務理事　藁科 忠
事務局：株式会社エコイプス　有間 俊彦

■ 平成 30 年度会員全体会議

（平成 30 年 7 月 31 日）

年 1 回の会員全体の会合である会員全体会議と情報共有化勉強会を日本印刷会館会議室（東京都中央区）で開催しました。

会員全体会議では、遠藤座長の挨拶、運営委員及び会員の自己紹介の後、昨年度活動実績の説明と会計報告がありました。昨年度は、自治体におけるアルミ付き紙パック回収事例として武蔵野市を紹介したほか、エコプロダクツ展では洗って開いた状態のアルミ付き紙パックや、紙パックの開き方を説明した写真を掲示するなど、消費者に分かりやすく身近に感じていただけるような情報発信を行いました。本年度も昨年度と同様に施設見学会やエコプロダクツ展への出展協力、事例調査を行うことなどが発表されたほか、本年度の予算及び会則改正についての確認も行われました。

■ 情報共有化勉強会

会員全体会議の後に行われた情報共有化勉強会では、リサイクル事業を行っている事業者における資源物回収・リサイクル現場の実情、アルミ付きとアルミなしの紙パックの混合回収を実施している自治体での取り組みなどについてお話を伺いました。会員企業をはじめとしてアルミ付き紙パックのリサイクルに関心をお持ちの企業、報道関係の方々など 40 名を超える皆様にご参加いただきました。参加者からは、「様々な立場の方の話を聞き、実態を知ることができた」「LL 紙パック回収の全体像から回収の現場まで幅広い話を聞くことができて良かった」などのご意見、ご感想をいただきました。

講演テーマと概要は以下のとおりです。

（開会の挨拶）LL 研座長　森永乳業(株)　遠藤 雅人

◆ 容リ法見直し最新情報

（印刷工業会液体カートン部会環境委員長

大日本印刷(株)　國弘氏）

印刷工業会液体カートン部会環境委員長
大日本印刷(株)　　國弘 武嗣氏

循環型社会の中での容器包装リサイクル法（容リ法）の位置づけ及び消費者、市町村、事業者の役割分担などの基本的な事柄について確認。2016 年度に一区切りついた容リ法見直しについての解説。審議会終了後の動向として、「PET ボトル入札制度の見直しについて」案が策定された。そのほか、中国における廃棄物輸入規制の動向、プラスチック海洋ごみ問題など、ごみ・リサイクルに関する最新の話題について紹介。

◆ アルミ付紙パックのマテリアルフロー

（(株)エコイプス　猪瀬氏）

アルミ付き紙パックの回収状況について。印刷工業会液体カートン部会及びエコイプスの調査によると、2016 年度における製造段階での損紙等を含む回収率は前年度より 0.3 ポイント減少し 16.3%（アルミ付き紙パック資源回収量 12,400t÷アルミ付き紙パック原紙使用量 76,200t）。紙パックメーカーでの損紙が減少傾向にある。使用済みアルミ付き紙パックの回収率は上昇傾向にあったが、2016 年度は前年度と変わらず 4.3%（使用済みアルミ付き紙パック回収量 2,838t÷アルミ付き紙パック出荷量 66,300t）。紙製容器包装での回収が減少、それ以外による回収が増加傾向にある。自治体でアルミ付き紙パックを回収することによりリサイクルする人が増える一方で、それによりスーパー等での店頭回収が減少する影響があることに注意が必要である。

(株)エコイプス　　猪瀬 秀博氏

◆川下から見た循環型社会

（(株)トベ商事　戸部氏）

空きびん回収からスタートし、リサイクル事業を幅

広く行っている。紙パックメーカーからの働きかけで、処理量は多くないがアルミ付き紙パックも取り扱っている。5 つのルートがあるが、それぞれに課題がある。自販機ベンダーでの回収では容器が小さいため破砕しづらいことや容器を洗っていないことによる衛生面（異臭、ハエなど）での課題があり。居酒屋では空き容器の保管場所、飲料充填工場では損紙等の保管場所の課題がある。製紙メーカーの研究所では発生量がそれほど多くないこともあり課題は少ないが、輸送コストの問題はある。自治体には従来どおりのやり方を続けていくところが多いため、アルミ付き紙パックの回収を開始するためには、その発生量を重量やかさで具体的に示す必要がある。

株式会社トベ商事　　戸部 昇氏

◆ 武蔵野市における飲料用紙パックの回収について
（武蔵野市　齋藤氏）

武蔵野市ではアルミ付きとアルミなしの紙パックを拠点回収と集団資源回収により、どちらも混合回収している。拠点回収では市役所、市政センター、コミュニティセンター等計 21 か所に設置した回収ボックスで常時回収している。回収ボックスには「こちらの回収ボックスでは、アルミ付き紙パックも回収できます」と表示している。アルミなしは回収するがアルミ付きは回収しないことにすると、市民にとっては分かりづらい。また、アルミ付きも回収することで、より多くの資源が回収でき、可燃ごみを減らすことができる。分別品目が増える中で、紙パックの相対的な位置づけが低下してきている可能性がある。リサイクル自体が目的になっていないか、アルミ付きを含めた紙パックの回収にかかるコストや環境負荷なども含めて、きちんと考え、市民に伝える必要がある。このほか、武蔵野市が直接関わっていない回収として、民間のスーパーマーケット等での店頭回収がある。

武蔵野市　　齋藤 尚志氏

（閉会の挨拶）
印刷工業会液体カートン部会長 服部 英明氏

再生可能な資源をより有効に利用するためのリサイクル促進に、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。あわせて、LL 紙パックのリサイクル事例に関する情報がありましたら、お寄せください。

LL 紙パックリサイクル推進研究会
http://ll-pack-recycle.org/
座　長　遠藤　雅人（森永乳業株式会社）

事務局　――――――――――――――――――――
株式会社エコイプス　有間
東京都文京区音羽 1-15-15-313
TEL.03-6802-8041　FAX.03-6663-8880

LL 紙パックリサイクル推進研究会　会則

平成 20 年 4 月 1 日　制定
平成29年2月24日最終改正

第1章 総則

（名称）

第1条　本会は、LL 紙パックリサイクル推進研究会と称する。

（事務所）

第2条　本会は、主たる事務所を東京都に置く。

（目的）

第3条　本会は、資源・エネルギーの有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与することを目的に、LL 紙パックのリサイクルについて、調査・研究及び会員間の啓発を行うことを目的とする。

第2章 事業

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一　LL 紙パックのリサイクルのための調査・研究

二　LL 紙パックについての環境情報の普及・啓発

三　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

（構成）

第5条　本会の正会員は LL 紙パックを利用もしくは製造する企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）または LL 紙パックのリサイクルを実施もしくは推進している企業、団体とし、本会の目的に賛同し、所定の正会員会費を納入したものとする。

2 本会の賛助会員は LL 紙パックリサイクルを実施又は推進している企業、団体（ホールディングス会社等の関連会社を含む）の中で、古紙回収業、再生紙製造業等に携わり、本会の目的に賛同し、所定の賛助会員会費を納入したものとする。

（入会）

第6条　本会に入会しようとする者は、運営委員会の承認を得なければならない。

（退会）

第7条　会員が退会しようとするときは、事前に書面をもって座長に届け出なければならない。

（役員及び定数）

第8条　本会に次の役員等を置く。

座長1名　副座長2名　監事1名　運営委員（座長、副座長、監事を含む）5名以上10名以内

（役員の選任・会務）

第9条　運営委員は正会員の自薦、他薦とする。

2 運営委員会において運営委員のうちから座長、副座長、監事を互選する。

第10条　役員の会務を次の通り定める

一　座長は本会を代表し会務を統括する。

二　副座長は座長を補佐し、座長が会務に支障のあるときは、その職務を代理する。

三　監事は本会における各年度の会計報告を監査する。

（役員等の任期）

第 11 条　本会の役員等の任期は 1 年とし、再任を妨げない。退職・異動等の事情による任期途中の役員等の交代については退任する委員が交代する委員を指名する。但し、交代により指名された委員の任期は、他の役員と同時に終了するものとする。

第4章 運営および会計

（事業年度）

第12条　本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。

（会員全体会議）

第 13 条　本会の事業運営に関し、運営委員会を経て決議した予算及び計画を会員に報告するため、会員全体会議を開催する。

2　会員全体会議は原則として年1回、座長が招集する。

3　会員全体会議の議長は座長が行う。但し、議長を副座長若しくは運営委員から座長が指名することが出来る。

（運営委員会）

第 14 条　本会の予算及び計画をはじめとする事業に関し審議するため、運営委員会を開催する。

2　運営委員会は原則として年 3 回、座長が招集する。但し、座長が必要と認めるときは、臨時運営委員会を招集することができる。

3　運営委員会の判断により、運営委員会内に各種部会をおくことができる。

4　運営委員会の議長については第 13 条第 3 項の規定を準用する。

5　運営委員会の成立には、委員総数の半数を超える委員が出席することを必要とする。やむを得ない事情で出席できない運営委員は、委任状の提出により、出席者の数に加えるものとする。

（会費）

第15条　会費は運営委員会において決議し、書面にて会員に通知する。

2　各会員は本会からの請求に基づき、期日までに会費を納入しなければならない。

（事務局）

第16条　本会に、事務を処理するため事務局を置く。

（会則の変更）

第 17 条　この会則に規定のないものの追加、会則の修正等が必要な場合は、運営委員会で検討の上、定める。会員全体会議にて会員に報告する。

附 則　この会則は平成20年4月1日から施行する。
附 則　この会則は平成21年4月1日から施行する。
附 則　この会則は平成22年4月1日から施行する。
附 則　この会則は平成26年4月1日から施行する。
附 則　この会則は平成27年4月1日から施行する。
附 則　この会則は平成28年5月18日から施行する。
附 則　この会則は平成29年4月1日から施行する。

No.	区分	会社名/団体名	No.	区分	会社名/団体名
1	正会員	株式会社伊藤園	17	正会員	大日本印刷株式会社
2	正会員	カゴメ株式会社	18	正会員	東京製紙株式会社
3	正会員	キッコーマン飲料株式会社	19	正会員	凸版印刷株式会社
4	正会員	キリン株式会社	20	正会員	日本製紙株式会社
5	正会員	熊本県果実農業協同組合連合会	21	正会員	日本テトラパック株式会社
6	正会員	ゴールドパック株式会社	22	正会員	北越パッケージ株式会社
7	正会員	四国化工機株式会社	23	正会員	ウエストロックアジア株式会社
8	正会員	名古屋製酪株式会社	24	正会員	印刷工業会
9	正会員	日世株式会社	25	正会員	一般社団法人全国清涼飲料連合会
10	正会員	株式会社ふくれん	26	正会員	日本豆乳協会
11	正会員	マルサンアイ株式会社	27	正会員	一般社団法人日本乳業協会
12	正会員	株式会社明治	28	賛助会員	コアレックス信栄株式会社
13	正会員	森永乳業株式会社	29	賛助会員	株式会社日誠産業
14	正会員	株式会社ヤクルト本社	30	賛助会員	丸富製紙株式会社
15	正会員	雪印メグミルク株式会社	31	賛助会員	株式会社山田洋治商店
16	正会員	石塚硝子株式会社	32	賛助会員	株式会社米田商店